

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件業務に係る入札公告において定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記 1 のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5～7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 別記 4 の (3) に掲げる提出期限の日から開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 過去 5 年間に、県内において、国又は地方公共団体等において本件入札と金額が同程度の業務を履行した実績を有する者であること。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、建設業許可「電気工事」を取得している者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)、仕様書、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、本件仕様書等について疑義がある場合は、別記 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の日時及び場所は、別記 2 のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 業 務 名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表

示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (6) 入札参加者又は代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (8) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (12) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (13) 入札金額は、本件業務に要する一切の諸経費(本件業務にかかる費用のほか、保険料、関税、契約付帯条件等引渡しに要する費用等)を含めて、入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)及び仕様書の内容を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、別記2のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (18) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(17)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に、別記4の(4)に示す通知の写しを提出し、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を

提出しなければならない。

- (21) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (22) 入札会場において次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (24) 予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、2回を限度として再度の入札を執行するものとする。3回の入札に落札者がいない場合には、2回を限度として見積に移行するものとする。

4 入札保証金

会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 本件業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。)
- (5) 本件業務名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するもの

とする。

(4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に入札会場にて告知するものとする。

(5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

8 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した後、契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（えひめ電子契約システムを活用した契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた要件について、開札日の前日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた本件物品等に係る技術仕様等について、開札日の前日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県総合教育センター 総務課

〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲 650 番地

電話 089-963-3111

12 その他必要な事項

(1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件業務に要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 本件業務等に関する照会先は、別記 3 のとおり。

別 記

1 入札に付する事項

(1) 件 名

愛媛県総合教育センター自家発電設備取替業務

(2) 業務の内容等

仕様書等配布資料のとおりとする。

(3) 履行期限

令和8年3月27日（金）

(4) 履行場所

愛媛県松山市上野町甲 650 番地 愛媛県総合教育センター

(5) 入札関係書類の交付

令和7年10月7日（火）8時30分から令和7年10月17日（金）17時15分までの間（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び12時から13時までの間を除く。）に3に掲げる場所で交付するほか、愛媛県総合教育センターのホームページ上からダウンロードすること。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、見積もった契約金額の内訳書を添付すること。

(7) その他

ア 本業務に伴う据付調整、調整に伴う消耗品、電気配線、試運転、操作説明に要する費用は入札金額に含むこと。

イ 既存機器の撤去、搬出、処分に要する経費は入札金額に含むこと。

ウ 既存機器の設置空間、作業空間等原則現場確認を行うこと。（ただし、事前にセンター担当者と連絡調整のこと。）

エ 機器設置に当たっては、作業日時、搬入路、作業スペース等について当センターと十分に協議の上、できる限り早期に完了すること。

オ 当センターと協議調整の上、作業することとし、落札契約後、事前に工程表を提出すること。

カ 試運転調整に当たっては、原則としてメーカーが行うこととし、メーカー保証書、部品等納入証明書を添付すること。

2 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年10月23日（木） 午前10時00分

(2) 場所 愛媛県総合教育センター本館1階 会議室2
愛媛県松山市上野町甲 650 番地

3 照会先

愛媛県総合教育センター 総務課

愛媛県松山市上野町甲 650 番地

電話 089-963-3111

電子メール sogo-kyoiku-cnt@pref.ehime.lg.jp

4 事前に提出する書類等

(1) 入札参加資格確認のため事前に提出する書類

入札参加資格確認申請書及び添付を求められた書類

(2) 提出場所

3に掲げる場所へ、持参又は郵便により提出すること。

(3) 受領期間

公告日から令和7年10月17日(金) 午後5時15分まで

(4) 入札参加の可否の通知

提出された入札参加資格確認申請書等の内容を確認し、入札参加の可否について、入札日前日までにファックス等により連絡通知する。

(5) 本件に関する質問

公告の日から令和7年10月15日(水) 午後5時15分までに、3に掲げる場所へ、指定の質問書により持参又は郵送(電子メール可)により提出すること。

質問に対する回答は、愛媛県総合教育センターのホームページ上に掲載する。